

興福寺伽藍再興の事始指図

—興福寺文書第75函18号について—

紹介 興福寺文書の第75函は絵図資料を収めた箱であり、興味深い内容のものを含む。ただしその中には、絵図作成の事情が明記されていないものも存在する。第75函18号の「興福寺伽藍図」もそのような絵図の一つであるが、作成契機がほぼ考証できたので、ここに報告する。

本図は、12紙を貼り合わせているが、現状は糊離れが進行している。よって法量もやや正確さを欠くが、縦106.2cm・横115.7cmを測る。端下には絵図と異筆で、「明治十六年八月六日／勝田十郎持参／中村堯円預り」と記されている。中村堯円とは、維新の際に廃絶に追い込まれた興福寺が、明治14年に再興する際に尽力した人物である。本図は、流出していたものが彼の元に持ち込まれ、興福寺に伝来したと考えられよう。

図はほぼ正確に、縮尺150分の1に描かれる。南大門・中門・中金堂・講堂・西金堂・南円堂を配置し、それぞれの基壇の大きさ、基壇間の距離、中金堂前庭の白砂と芝の範囲などを記入する。また仮設建物の記載があり、特に中金堂の建物基壇上には、南西に「御出仕飯屋」南東に「御聴聞所」を、須弥壇上中央に柱間2間×1間の仮設建物を描いている。なおまた、中金堂前庭東西の柱間2間×7間の「幄」2字、中金堂東側の小屋などは、別紙に建物を描き、それを貼りつけたものである。

内容の検討 このような記載内容、とりわけ「御聴聞所」とある点より、本図は何らかの儀式、特に法会に関する指図と思われる。さらには、建物間の距離や庭の広さを詳しく記す点、別紙に描いた仮設建物を貼りつけている点などから、この絵図は、儀式を行う空間を確認し、仮設建物の配置を決定するために用いられたと考えるのが自然なように思われる。

では、本図はいついかなる儀式の際のものだろうか。描いている堂舎は、享保2年(1717)の火災で焼失した範囲に一致し、実際、中金堂基壇上の仮設建物の記載からは、中金堂自体が存在していないことがわかる。結論を先に述べると、これは、享保14年9月に行われた、焼失伽藍再建のための事始・法会の時の図と考えられる。

享保14年9月21日の伽藍再建の事始の儀式、翌22日からの7日間の法会（実際には雨天順延して25日から。興福

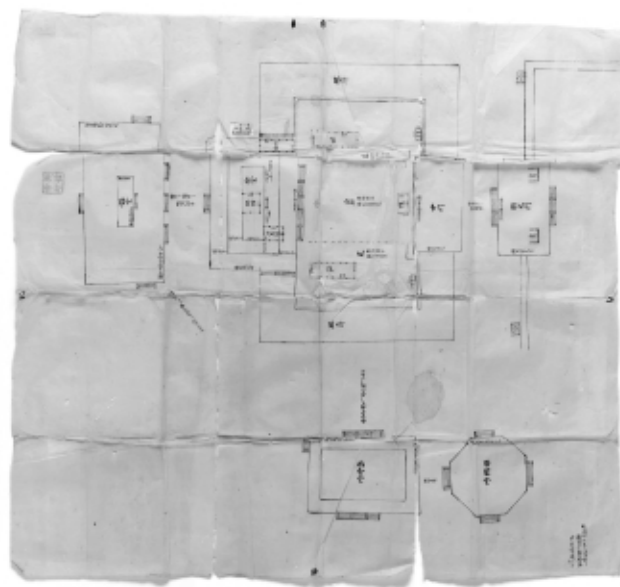


図8 興福寺伽藍図

寺文書第32函5号『英乗日記』など）に関しては、『興福寺伽藍再建事始地曳并法会之記』（以下史料Aと称する。21日の事始の部分は『重要文化財興福寺南円堂修理工事報告書』に翻刻あり）『興福寺伽藍御再建御事始之記』（以下史料Bと称する。ABとも天理図書館所蔵）などに詳しい。

これらの史料を参照すると、本図はその際の法会の敷設にほぼ一致する。史料Aの「事始法会用意事」の項には、法会の備品を書きあげているが、本図と見較べると、次のように対応する。本図の「御出仕飯屋」はAの「一 呪願幄屋〈二間四方〉同壇上〈西〉一字」に、本図の「御聴聞所」はAの「一 両御門主御聴聞幄屋〈東西二間／南北五間〉同壇上〈東〉一字」に、本図の中金堂須弥壇上仮設建物はAの「一 金堂飯屋〈三間四方破風作〉」に、本図の中金堂前庭の東西の幄は史料Aの「一 幄屋〈梁行一丈五尺／桁行五丈〉金堂前東西二字〈但事始之用〉」に、それぞれ相当する。また史料Bの9月25日条には、法会の敷設を描いた見取り図2点を掲載するが、そこにも上記の仮設建物がみな、本図と同じ位置に配置されている。以上から、本図は享保14年9月の、伽藍再建の法会に関する指図と考えて誤りなからう。

ただし一方で、本図には史料ABと一致しない部分も存在する。まず、本図は法会の調度品すべてを描いているわけではない。史料ABからは、中金堂上に礼盤・高座をそれぞれ2基、また中金堂前庭には、灯籠の南に散花机、その南側に舞台、東西の幄の南方には楽屋を設置し、また太鼓や幡なども置いていたことがわかる。本図は、主要な仮設建物のみを記載しており、法会の指図としてはかなり簡略な内容となっている。

さらには、本図と史料ABとでは矛盾すると考えられる部分も存在する。先に本図の「御出仕飯屋」をAの

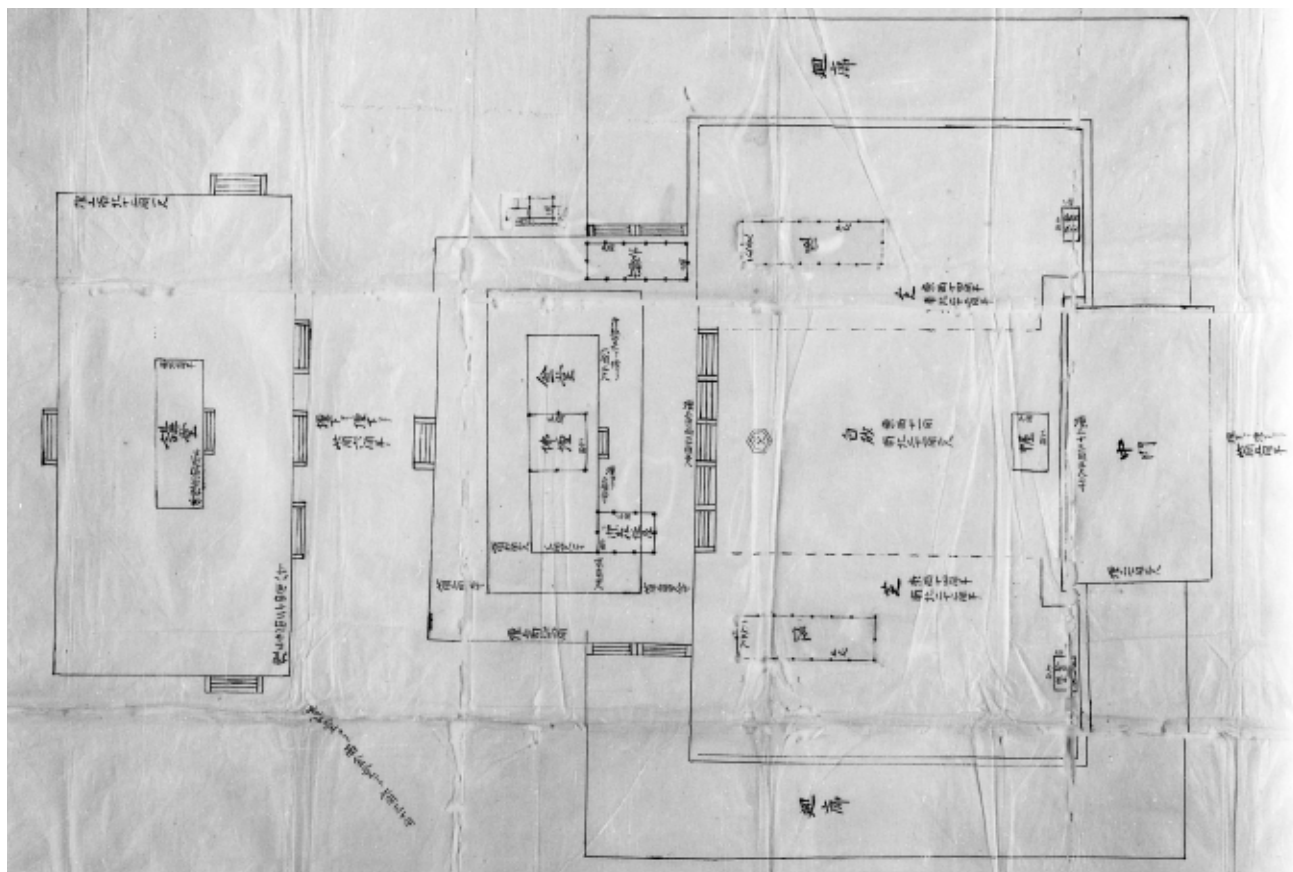


図9 部分拡大図

「呪願幄屋」に比定したが、「御出仕飯屋」は東西二間南北三間と記され、Aの二間四方とは一致しない。また、本図は中門の北側に幄一字（南北二間東西三間）を記すが、史料ABによると、法会の際にはこの位置に幄は存在しない。この位置に幄があるのは21日の事始の時であるはずだ。

これらの点をどう解釈するかは問題だが、先述のように、本図は儀式の記録ではなく、儀式の敷設を決めるための図と考える方がふさわしい。ならば、実際には本図の通りに敷設されていない可能性や、事始と法会の二つの儀式の敷設が、混在して記されている可能性などが想定できるのではなかろうか。

儀式と指図 そこで、この図の性格について少し憶測を加えたい。本図には、講堂の南西に「講堂ヨリ西金堂マテ此間三十間」とあり、ここだけ、講堂—西金堂間の、伽藍中軸線に対して斜方向の距離が記されている。21日の事始の地曳の儀式では、人物は中金堂→講堂→西金堂→南円堂と移動しており、講堂—西金堂間の距離記載は、儀式における人物の移動に備えて書き込まれたもののように思われる。

21日の事始の儀式に関しては、史料Aに、木作始と地曳の指図、計2点が掲載されている。これら2点の指図には、本図のような距離記載は一切ないが、代わりに、それぞれの儀式の敷設、人物の進行ルートを詳細に書き込

んでいる。これらの指図は、袋綴装の冊子本に描かれた、恐らくは写しの図であり、本図と比較すれば精密さは格段に落ちる。しかし東金堂・五重塔を描かない描き方など、図の基本的構成は本図に類似していると判断できる。

また、法会に関しても、別に指図が存在していた。興福寺文書第59函130号『興福寺事始一七箇日法事次第』は今回の法会について記した史料だが、文中に「青筋ノ図」などとあり、本来は、朱や青で進行ルートを書き込んだ、史料Aの指図に類似した図が附属していたことが分かる。しかしこの史料には、法会が雨で順延したことが記されておらず、法会の予定を記したものであることが判明する。当然指図も、儀式の進行予定図として作成されたものだったはずである。

儀式に際しては、様々な用途に即して、様々な指図が作成されていた。儀式の進行予定図としての指図が存在しており、本図はその前段階に、事始・法会の基本的敷設を決めるために作成された指図と考えるのが自然なように思われる。

享保2年に焼失した伽藍の再建事業は難航し、興福寺は寺観を遂に旧状に復することなく、明治維新を迎える。しかし、伽藍再建の事始は、盛大に執り行われていた。「春日大工と近世の興福寺」（『年報2000—Ⅰ』）でも述べるように、近世の興福寺は、大きな熱意を持って再興に取り組んでいたことが知られる。

（吉川 聡）